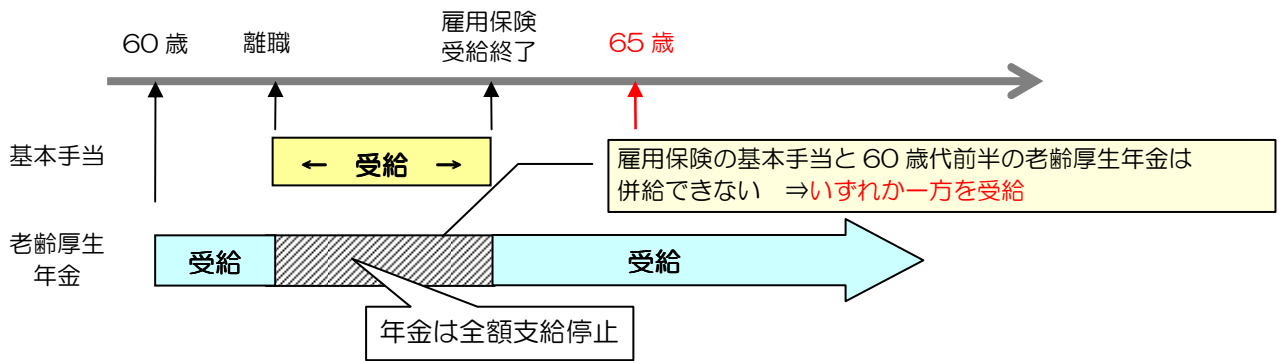




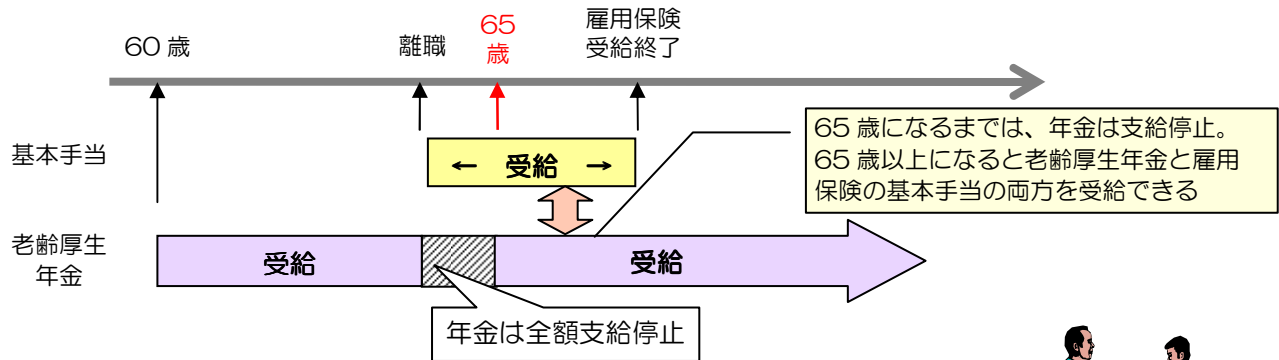
定年再雇用時の注意点 ~60歳以上で離職する場合の雇用保険の給付と年金の調整~

年金を受給している60歳以上の人が離職した場合、雇用保険の失業給付（基本手当または高年齢求職者給付金）の受給手続きをすると、離職時の年齢や受給の時期によって、年金や雇用保険の給付の受け取り方が変わってきます。今回のあおぞらレターは雇用保険の失業給付と年金の調整についてご案内いたします。

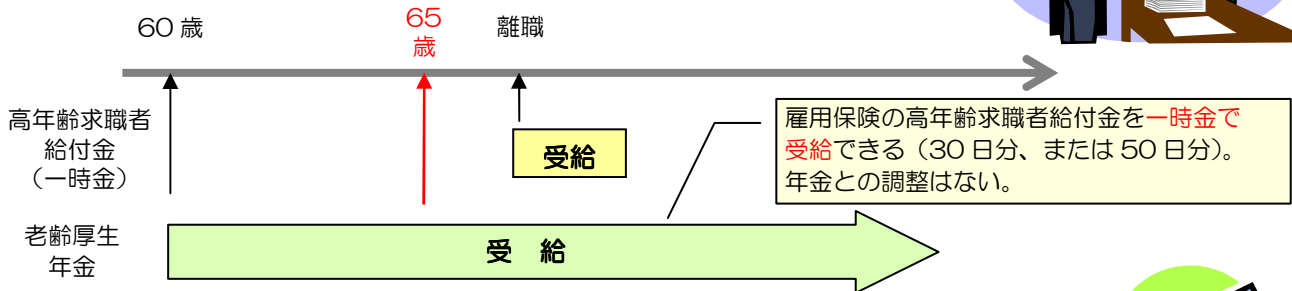
●パターン1 ~65歳になる前に離職し、65歳になる前に失業給付の受給が終了する場合~



●パターン2 ~65歳になる前に離職し、失業給付の受給が終了するのが65歳以上の場合~



●パターン3 ~65歳以上で離職する場合~



定年後も働き続けている人の数は年々増加しています。65歳前後で離職する場合は、離職時の年齢と時期によって年金の調整の有無にも違いが生じるので注意してください。



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277